

現場説明書（技術的事項）

工事名：第2丸子山市営住宅改修工事（E棟）

工事場所：竹原市竹原町

1 参考数量書の公開について

本工事は、参考数量を公開するので、適正な積算のための参考とすること。なお、数量は参考数量であり、設計図書ではないので、内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものでないので留意すること。

2 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針（平成22年版）（平成23年3月30日環境省通知）に基づき、また建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）及び再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）に準じて適正に処理すること。

また、建設リサイクル法に基づく対象建設工事受注者は、請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとする時は、当該他の建設業を営む者に対して建設リサイクル法第12条第2項に基づき、同法第10条第1号から第5号までに掲げる事項について告知すること。

本工事（請負金額100万円以上）は、建設副産物情報交換システム（（一財）日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力（施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時）を行った(1)②③、(2)①②を提出すること。

(1) 工事受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

① 建設廃棄物処理計画書

- ア 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分）の許可証の写し及び再生資源化施設であることを示す書類
- イ 運搬ルート、及び処分場の位置、事業の範囲、処理能力、処理方法を明示したもの
- ウ 処分場の現地確認写真
- エ 建設工事の受注者と処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分・再資源化施設）との二者の業務委託契約書の写し

② 再生資源利用計画書

③ 再生資源利用促進計画書

(2) 工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に次の書類を監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。

- ① 再生資源利用実施書
- ② 再生資源利用促進実施書
- ③ 建設廃棄物処理実施書

ア マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し及び再生資源化に係るものについては受入伝票の写し（マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。）

イ 収集、運搬の写真、中間処理場、最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真

- (3) 当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において、300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行い、その写しを監督職員に提出すること。（届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を、都道府県知事又は政令市長に提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は、届出対象外

3 安全管理について

施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課監修）」を参考に、常に工事の安全に留意して、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、安全管理を徹底すること。

4 公衆災害の防止について

工事に際しては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」に基づき、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

5 仮設工事について

- (1) 工事着手前に仮設工事施工計画書を監督職員に提出すること。
- (2) 仮設材料は、使用上差し支えのない適切なものとする。
- (3) 仮囲い等計画を設計図書に示しているので参考にすること。また、工事部分と通常部分とは適切に区分すること。

6 メーカー指定について

計画図面の中で、特定のメーカーのみを指定したものはない。図面にメーカー名があつても、あくまでも品質計画のための参考表示であり、メーカーを指定したものではない。

7 建設用重機（バックホー、ブルドーザー等）の使用について

建設用重機は、排出ガス対策型を使用すること。ただし、排出ガス対策型使用が困難な場合は、監督職員と協議すること。また、排出ガス対策型建設機械の確認方法は、工事中建設機械に貼付されたラベルにより確認するものとする。

なお、排出ガス対策型を使用しない場合は軽微な変更事項として処理する。

8 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事がある場合は、監督職員の調整に協力し、当該工事の工程会議等を、必ず全関係者と共に1回／月程度開催し、工事全体の円滑な施工に努めること。

9 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合の措置は、監督職員と協議すること。
- (2) 協議を行った結果、訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるが、その他の場合は記録等を整備すること。

10 施工計画書・施工図等

- (1) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書は、施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得て施工すること。
- (2) 施工図等は施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得て施工し、各種報告書については、延滞なく監督職員に提出すること。
- (3) 内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講じること。
- (4) 設計図書、施工計画書、施工図、工事工程表、施工体制台帳等は、必ず監督職員事務所又は受注者事務所の所定の場所に保管及び掲示すること。
また、受注者は、自ら配置する主任（監理）技術者及び下請負人の配置する主任技術者の顔写真、氏名、生年月日及び所属を表示し、明確にすること。

11 不当要求又は工事妨害の排除について

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届ける等適切に対応すること。また、発注者及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除対策を講じること。

排除対策を講じたにも関わらず工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。協議の結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、発注者に建設工事請負契約約款第21条の規定による工期延長の請求を行うこと。

12 現場代理人の常駐義務の緩和について

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

1.3 現場代理人の兼務について

主任技術者等の兼務制限の緩和（令和7年6月1日更新）のとおりとする。

1.4 主任（監理）技術者の配置等について

(1) 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

- ① 契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続などの残務があり、引渡しを受けるまでの期間

(2) 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき
- ② 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術

力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

1.5 その他注意事項

(1) 工事場所周辺への迷惑防止

- ① 工事に起因する排水又は雨水等により周辺地域を汚濁することのないように万全の措置を講じること。
- ② 工事の施工上必要な折衝及び苦情等については、誠意を持って対応すること。
- ③ 工事現場の車両の出入口には誘導員を配置し、安全対策を行うこと。
- ④ 建物関係者、周辺住民等への安全配慮及び作業終了の現場内への立入禁止措置を十分注意して行うこと。

(2) 施工時間

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は工事を行わないこと。
- ② ①の日に工事を行う場合又は夜間に工事を行う場合は、あらかじめ書面にて監督職員に通知すること。なお、土曜日（①に規定する休日を除く。）については、通知の要否について監督職員と協議すること。
- ③ 建物関係者及び監督職員が必要とした場合は、週間工事予定表を施工日の1週間前に提出すること。

(3) 共通仕様書

「公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書・同解説（各 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版を基本とする。

(4) 発生材の処理

再生資源の利用の促進に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用を図るものとし、実施に当たっては、監督職員と協議すること。

(5) 工事着手について

- ① 工事着手については、各種申請手続が完了し、必ず監督職員の指示があつてから、工事着手すること。
- ② 施工に先立ち、諸官公庁への届出手続が必要な場合は、公共建築工事標準仕様書1.1.3の規定により、関係書類を速やかに作成し、あらかじめ監督職員に報告し、遅滞なく手続を完了し施工すること。必要な手続のうち、建築工事に係る主なものは建築工事監理指針 上巻表1.1.1によるが、その他留意すべき手続を下記に例示する。
 - ・広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく届出
- ③ 当該工事に対し、隣接した場所に影響する施設がある場合は、その建物管理者立会のうえ、現状写真を撮影し、整理した写真を一部現場事務所に保管すること。

(6) 工期について

本工事の工期には、検査期間として13日間を見込んでいる。

1.6 工事現場における現場代理人の腕章の着用について

工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は「現場代理人」と記載された腕章を見やすい所に着用するよう努めること。

1.7 特記事項

- (1) 主任技術者等の兼務制限については、主任技術者等の兼務制限の緩和（令和7年6月1日更新）のとおりとする。
- (2) 常に整理整頓・後片付け等を行い、周辺住民の生活に悪影響を及ぼさないように配慮し、施設利用者の誤解を招くような行動は慎むこと。また、苦情等の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し解決すること。
- (3) 必要な手続きについては、受注者にて書類作成を行い、監督員に提出すること。
- (4) 事前に工事内容や工事時間について監督員に説明を行い、連絡を密にすること。また、周辺に影響を及ぼす工事を実施する場合は、関係者と調整を行い、作業内容の変更や中止の申し出があった場合は、柔軟に対応し工程管理を行うこと。
- (5) 工事の影響により道路や家屋等に損傷を与えた場合は、受注者において折衝し、直ちに誠意をもって対応すること。
- (6) 工事個所周辺は通学路となっているため、通学時間帯の大型車両通行は控えること。付近の交通の安全を図ると共に必要に応じ交通誘導員を配置し、危険防止に努めること。周辺からの苦情等の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し解決すること。
- (7) 工事に係る電気、水道料金等は受注者の負担とする。
- (8) 台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、必要な対策を施すこと。また、現場巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
- (9) 官公庁その他の手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- (10) 図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
- (11) 石綿含有建材調査を一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うこと。調査結果を工事着手前までに説明すると共に、石綿事前調査結果報告システムにより広島県に報告すること。
その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令に基づくこと。
- (12) 取扱説明書はファイルに整理し、施工各戸に配布すること。取扱説明書控え（一部）を保証書と共に監督員に提出すること。
- (13) 作業日程及び作業時間は、受注者が施設管理者と調整すること。
- (14) 1.5(2)②にかかわらず、本工事は週休2日対象営繕工事試行要領の適用対象工事とし、発注者指定型の週休2日工事（月単位）とする。